

○栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則

昭和六十一年七月二十二日
栃木県規則第六十一号

改正	平成	三年	三月	十九日	栃木県規則第	六号
	平成	三年	十月	七日	栃木県規則第	四十九号
	平成	四年	十月	十六日	栃木県規則第	五十八号
	平成	五年	三月	三十一日	栃木県規則第	六号
	平成	五年	十月	七日	栃木県規則第	五十六号
	平成	六年	三月	三十一日	栃木県規則第	十一号
	平成	十年	九月	三十日	栃木県規則第	六十五号
	平成	十二年	六月	二十六日	栃木県規則第	百十五号
	平成	十三年	六月	二十七日	栃木県規則第	五十八号
	平成	十四年	三月	二十六日	栃木県規則第	十号
	平成	十四年	十月	十一日	栃木県規則第	七十一号
	平成	十六年	六月	十八日	栃木県規則第	四十六号
	平成	十八年	九月	二十九日	栃木県規則第	七十二号
	平成	十九年	三月	十六日	栃木県規則第	八号
	平成	二十四年	三月	三十日	栃木県規則第	二十号
	平成	二十六年	十二月	二十二日	栃木県規則第	五十五号
	平成	二十八年	三月	三十一日	栃木県規則第	三十八号
	平成	二十九年	三月	二十七日	栃木県規則第	五号
	平成	三十年	三月	三十日	栃木県規則第	二十五号
	令和	三年	三月	三十一日	栃木県規則第	五号
	令和	四年	六月	三十日	栃木県規則第	三十一号
	令和	六年	三月	二十九日	栃木県規則第	二十号

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則を次のように定める

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和三十九年栃木県規則第四十七号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、栃木県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十九年栃木県条例第十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与の申告）

第二条 修学資金の貸与を受けようとする者は、看護職員修学資金貸与申請書（別記様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、前年度に修学資金の貸与を受けている者で、継続して修学資金の貸与を受けようとするものについては、第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 誓約書（別記様式第二号）

二 養成施設（修士課程に在学する間の修学資金にあつては、大学院。第十条第二項第二号を除き、以下同じ）の長の推薦書（別記様式第三号）

三 身上調書（別記様式第四号）

（連帯保証人）

第三条 連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者二人とする。

2 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち

一人は、法定代理人でなければならない。

- 3 修学生又は修学資金の貸与を受けた者が連帯保証人を変更するときは、連帯保証人変更届（別記様式第五号）により、知事に届け出なければならない。

（貸与の決定及び通知）

第四条 知事は、第二条の看護職員修学資金貸与申請書の提出があったときは、審査のうえ修学資金貸与の適否を決定し、これを養成施設の長を経由して申請者に通知するものとする。

（修学資金の交付）

第五条 修学資金は、三箇月分を一括して交付する。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

（修学資金の辞退）

第六条 修学資金の貸与を受けることを辞退しようとする者は、看護職員修学資金辞退届（別記様式第七号）を知事に提出しなければならない。

（貸与の停止期間）

第七条 条例第四条第二項の規定により、修学資金の貸与を停止する期間は、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、当該修学資金は、復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

（借用証書）

第八条 修学生が養成施設を卒業したとき又は条例第四条第一項の規定により修学資金の貸与を打ち切られたときは、速やかに看護職員修学資金借用証書（別記様式第八号）を知事に提出しなければならない。

（返還）

第九条 条例第五条の規定による返還の方法は、次に掲げるとおりとする。

- 一 月賦返還 毎月末までに均等償還するもの
- 二 半年賦返還 毎年七月及び十二月に均等償還するもの
- 三 一括返還 全額を一括して償還するもの

- 2 条例第五条の規定により修学資金を返還しなければならない者は、返還の事由が発生した日から一月以内に返還計画書（別記様式第九号）を知事に提出しなければならない。

（返還の猶予の申請）

第十条 条例第六条の規定により、修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、猶予の事由が発生した日から一月以内に看護職員修学資金返還猶予申請書（別記様式第十号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請を行う場合において、猶予の事由が次の各号に掲げる事由に該当するときは、同項の申請書にそれぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 条例第六条第一号に掲げる事由 養成施設の長の証明書
- 二 条例第六条第二号に掲げる事由 他の養成施設の長又は大学院の長の証明書
- 三 条例第六条第三号に掲げる事由 大学院の長の証明書
- 四 条例第六条第四号又は第五号に掲げる事由（条例第二条第二号へ及びトに掲げる事業所において業務に従事したときを除く。） 施設等の長の証明書
- 五 条例第六条第四号又は第五号に掲げる事由（条例第二条第二号へ及びトに掲げる事業所において業務に従事したときに限る。） 当該事業所の長の証明書及び条例第七条第一項第一号又は第二号に規定する施設等において三年以上の実務経験を有していることを証する書類
- 六 条例第六条第六号に掲げる事由 その事由を証する書類

（返還の免除）

第十一条 条例第七条第二項の規定により、貸与を受けた期間に相当する期間以上同

条第一項第一号に規定する業務に従事したとき免除することができる修学資金の債務の額は、当該業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間（条例第四条第二項の規定により修学資金が貸与されなかった期間を除き、かつ、この期間が二年に満たないときは二年とする。）の二分の五に相当する期間で除して得た数値（この数値が一を超えるときは一とする。）を修学資金の返還の責務の額（履行期間が到来していない部分に限る。）に乗じて得た額とする。

（期間の計算方法）

第十二条 条例第七条に規定する業務従事期間の計算は、月数によるものとする。この場合において、一月未満の端数を生じたときは、これを一月として計算する。

（返還の免除の申請）

第十三条 条例第七条の規定により、修学資金の返還の免除を受けようとする者は、免除の事由が発生した日から一月以内に、看護職員修学資金返還免除申請書（別記様式十一号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請を行う場合において、返還免除の事由が次の各号に掲げる事由に該当するときは、前項の申請書にそれぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 医療機関等において業務に従事したこと。 就業証明書（別記様式第十二号）
- 二 業務上の事由による死亡 戸籍抄本
- 三 業務に起因する心身の故障 医師の診断書
- 四 その他やむを得ない事由 その事由を証する書類

（猶予又は免除の通知）

第十四条 知事は第十条又は前条の申請があったときは、審査のうえ修学資金の猶予又は免除の可否を決定し申請者に通知するものとする。

（修学生書類提出義務）

第十五条 修学生は、学業成績書その他修学資金貸与の目的を達成するために必要な書類の提出を求められたときは、速やかにこれを知事に提出しなければならない。

（届出義務）

第十六条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる届出書により、十日以内に知事に届け出なければならない。

- 一 修学生若しくは修学資金の貸与を受けた者又は連帯保証人の住所及び氏名の変更があったとき。住所（氏名）変更届（別記様式第十三号）
- 二 進級又は復学したとき。進級（復学）届（別記様式第十四号）
- 三 留年し、若しくは休学し、又は停学処分を受けたとき。留年（休学・停学）届（別記様式第十五号）
- 四 退学したとき。退学届（別記様式第十六号）
- 五 条例第二条第二号に掲げる施設等（同号へ及びトに掲げる事業所を除く。）において業務に従事したとき。就業届（別記様式第十七号）
- 六 条例第二条第二号へ及びトに掲げる事業所において業務に従事したとき。就業届（別記様式第十七号）及び条例第七条第一項第一号又は第二号に規定する施設等において三年以上の実務経験を有していることを証する書類
- 七 条例第二条第二号に掲げる施設等を退職したとき。退職届（別記様式第十八号）

2 連帯保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちに死亡届（別記様式第十九号）にその事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

（書類の経由）

第十七条 養成施設に在学している者がこの規則の規定による書類を提出するときは、当該養成施設の長を経由しなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年規則第四九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年規則第五八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年規則第六号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年規則第五六号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則第十一条の規定は、この規則の施行の日以後に新たに栃木県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十九年栃木県条例第十九号）第四条第一項に規定する修学生（以下「修学生」という。）となる者に係る修学資金の返還の免除について適用し、同日前に修学生となった者に係る修学資金の返還の免除については、なお従前の例による。

附 則（平成六年規則第一一号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第六五号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十一条の規定は、この規則の施行の日以後に新たに栃木県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十九年栃木県条例第十九号）第四条第一項に規定する修学生（以下「修学生」という。）となる者に係る修学資金の返還の免除について適用し同日前に修学生となった者に係る修学資金の返還の免除については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年規則第一一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年規則第五八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第七一号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に新たに栃木県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十九年栃木県条例第十九号）第四条第一項に規定する修学生（以下「修学生」という。）となる者について適用し、同日前に修学生となった者については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年規則第四六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第四条の二の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附 則（平成一九年規則第八号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二〇号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第五五号）

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第三八号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第五号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年規則第二十五号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和四年規則第三十一号)

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

附 則(令和五年規則第二十号)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。